



物流業界の課題解決に向けて 「トラック新法」が成立

6月4日、トラックドライバーの適切な賃金確保と運送業界の質の向上などを目的とする「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」および「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案」で構成される、通称「トラック新法」が可決・成立しました。同法は、①許可更新制の導入 ②「適正原価」を下回る運賃・料金の制限 ③再委託回数の制限 ④「白トラ」の禁止、などが柱となっています。概要については全日本トラック協会の「広報とらつく」をご覧ください。また次号でも、同法について解説します。



「広報とらつく」は
こちら

Uのてーす